

令和3年清瀬市議会第4回定例会

市長提出議案

議案番号	議案名等	概要	付託先																										
議案 第56号	令和3年度清瀬市一般会計補 正予算(第6号)	<p>新型コロナウイルス感染症への対応策として、感染予防措置を継続して展開するほか、売上が減少した中小企業であって国等の月次支援金受給事業者に一律10万円を支給するなど企業経営への支援を実施します。また、感染予防の拡充等に向けて市民が安心して読書を楽しめるよう図書館に電子書籍を整備するなど、新しい生活様式に向けた補正予算を編成するものです。</p> <p>補正予算編成に伴う予算総額</p> <table border="0"> <tr> <td>1 現予算額</td> <td>33,934,693千円</td> </tr> <tr> <td>2 補正予算額</td> <td>146,272千円</td> </tr> <tr> <td>3 補正後予算額</td> <td>34,080,965千円</td> </tr> </table> <p>補正予算歳入合計額 146,272千円</p> <p>歳入内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>1 国庫支出金</td> <td>48,879千円</td> </tr> <tr> <td>2 都支出金</td> <td>▲ 4,918千円</td> </tr> <tr> <td>3 繰入金</td> <td>102,311千円</td> </tr> </table> <p>補正予算歳出補正額 146,272千円</p> <p>歳出内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>1 総務費</td> <td>24,251千円</td> </tr> <tr> <td>(1) 市民協働推進事業</td> <td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市内のNPO法人及び市民活動団体の感染拡大による新たな地域課題解決に向けた取組に補助金交付(1団体あたり上限50万円)</td> </tr> <tr> <td>(2) 起業支援事業</td> <td>1,570千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">コワーキングスペースの整備等</td> </tr> <tr> <td>(3) 博物館事業</td> <td>2,751千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">博物館来館者が見学をしながら映像資料及</td> </tr> </table>	1 現予算額	33,934,693千円	2 補正予算額	146,272千円	3 補正後予算額	34,080,965千円	1 国庫支出金	48,879千円	2 都支出金	▲ 4,918千円	3 繰入金	102,311千円	1 総務費	24,251千円	(1) 市民協働推進事業	5,000千円	市内のNPO法人及び市民活動団体の感染拡大による新たな地域課題解決に向けた取組に補助金交付(1団体あたり上限50万円)		(2) 起業支援事業	1,570千円	コワーキングスペースの整備等		(3) 博物館事業	2,751千円	博物館来館者が見学をしながら映像資料及		11月30日 可決
1 現予算額	33,934,693千円																												
2 補正予算額	146,272千円																												
3 補正後予算額	34,080,965千円																												
1 国庫支出金	48,879千円																												
2 都支出金	▲ 4,918千円																												
3 繰入金	102,311千円																												
1 総務費	24,251千円																												
(1) 市民協働推進事業	5,000千円																												
市内のNPO法人及び市民活動団体の感染拡大による新たな地域課題解決に向けた取組に補助金交付(1団体あたり上限50万円)																													
(2) 起業支援事業	1,570千円																												
コワーキングスペースの整備等																													
(3) 博物館事業	2,751千円																												
博物館来館者が見学をしながら映像資料及																													

		<p>び解説等の動画にアクセスできるwi-Fi環境等を整備</p> <p>(4) 情報システム管理運営事業 14,930千円 情報系で一体型端末を利用している職員へタブレット端末を配布</p> <p>2 衛生費 ▲ 1,090千円</p> <p>(1) 車両管理事業 ▲ 51千円</p> <p>(2) 休日急病診療事業 708千円 三密を防ぐため、年末年始(12/31~1/2)の休日診療を2施設で実施</p> <p>(3) 感染症対策事業 ▲ 1,747千円 公共施設で使用する手指消毒アルコール及びAI顔認証温度計カメラ等を購入した上で不用額を減額</p> <p>3 農林業費 ▲ 1,271千円</p> <p>(1) 農業振興対策事業 ▲ 1,271千円</p> <p>4 商工費 65,522千円</p> <p>(1) 商工会等育成事業 65,522千円</p> <p>ア 事業継続支援金事業 30,000千円 新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した中小企業支援のため、国又は都の月次支援金受給事業者に一律10万円を支給</p> <p>イ 商店街チャレンジ戦略支援事業 1,922千円 クリスマスセール等を実施する商店街にイベント開催に係る経費のうち商店街負担分を助成</p> <p>ウ がんばるお店応援キャンペーン事業(第3弾) 34,000千円 市内の消費拡大に向けて買物金額に応じて次回以降利用できるチケットを配布(還元率10~30%)</p> <p>エ コロナ減額分 ▲400千円 融資事業による利息補てん分等</p>	
--	--	--	--

		5 消防費	3,589千円
		(1) 防災対策事業	3,589千円
		ア 消耗品費	201千円
		指定避難所での新型コロナウイルス感染防止のためウェットティッシュを購入	
		イ 備品購入費	3,388千円
		指定避難所となる市立14小中学校に避難所用蓄電池を整備	
		6 教育費	55,271千円
		(1) 情報教育推進事業	14,501千円
		ア 消耗品費	14,526千円
		市立小中学校の児童生徒に配布するGIGAスクール端末ACアダプターを購入	
		イ コロナ減額分(システム業務等)	▲25千円
		(2) 小学校運営管理事業	▲727千円
		ア コロナ減額分(給食調理員派遣)	▲727千円
		(3) 小学校健康管理事業	7,120千円
		ア 消耗品費	2,260千円
		アルコール、石鹸、手袋等の感染症予防消耗品を購入	
		イ 備品購入費	4,860千円
		小学校等へ二酸化炭素モニターを設置	
		(4) 中学校健康管理事業	3,260千円
		ア 消耗品費	1,160千円
		アルコール、石鹸、手袋等の感染症予防消耗品を購入	
		イ 備品購入費	2,100千円
		中学校へ二酸化炭素モニターを設置	
		(5) 小学校施設維持管理事業	10,890千円
		換気対応として小学校に虫よけ網戸を設置(芝小、三小以外)	
		(6) 中学校施設維持管理事業	7,128千円
		換気対応として中学校に虫よけ網戸を設置	

		<p>(7) 図書館施設維持管理事業 2,071千円 中央図書館及び駅前図書館にブッククリーン(殺菌処理機能)を整備</p> <p>(8) 図書館運営管理事業 11,028千円 ア システム業務等 28千円 市ホームページに電子書籍を案内する新規バナー設置作業</p> <p>イ 使用料 11,000千円 約5,400冊分の電子書籍を整備</p> <p style="text-align: right;">財政課所管</p>	
議案 第57号	令和3年度清瀬市一般会計補正予算(第7号)	<p>補正前の歳入歳出総額 34,080,965千円</p> <p>補正後の歳入歳出総額 34,165,788千円</p> <p>歳入総額 84,823千円</p> <p>主なもの</p> <p>国庫支出金 15,446千円</p> <p>都支出金 ▲12,222千円</p> <p>繰入金 35,679千円</p> <p>諸収入 ▲80千円</p> <p>市債 46,000千円</p> <p>歳出総額 84,823千円</p> <p>主なもの</p> <p>総務費 0千円</p> <p>民生費 58,316千円</p> <p>衛生費 6,510千円</p> <p>農林業費 ▲929千円</p> <p>商工費 ▲10,452千円</p> <p>土木費 9,400千円</p> <p>消防費 41,597千円</p> <p>教育費 ▲19,619千円</p> <p style="text-align: right;">財政課所管</p>	12月17日 可決
議案 第58号	令和3年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	<p>補正前の歳入歳出総額 8,222,526千円</p> <p>補正後の歳入歳出総額 8,225,526千円</p> <p>歳入総額 3,000千円</p> <p>主なもの</p>	12月17日 可決

		<p>繰入金 3,000千円</p> <p>歳出総額 3,000千円</p> <p>主なもの</p> <p>諸支出金 3,000千円</p> <p style="text-align: center;">保険年金課所管</p>	
議案 第59号	清瀬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>東京都人事委員会は、去る10月15日に都職員の特別給に係る勧告をしたため、市はこの勧告に準拠して市職員の期末手当の支給率を年間「0.10月」分、併せて、再任用職員の期末手当の支給率も年間「0.05月」分を引き下げる改正を予定するものです。</p> <p>また、条例の附則において、今年度制度化した清瀬市統括監の管理職手当の適用を新たに規定します。</p> <p style="text-align: center;">職員課所管</p>	11月30日 可決
議案 第60号	清瀬市事務手数料条例の一部を改正する条例	<p>市は、コンビニエンスストアに設置している多機能端末（マルチコピー機）を利用し、マイナンバーカードの情報をういて戸籍謄抄本、住民票の写し等の交付が受けられる「コンビニ交付」を実施しています。</p> <p>多機能端末による市民の利便性が高い証明等の交付手続を普及させ、併せて証明等の交付事務の効率化を図るため、多機能端末を利用した場合の証明等の事務手数料を軽減する一部改正をするものです。</p> <p>また、行政不服審査に伴う書類のうちカラー複写での交付を実情に合った事務手数料（20円→30円）に改定するものです。</p> <p>なお、多機能端末による証明等交付をより促進させるため、この改正条例の附則において令和6年3月まで、一部の証明等の事務手数料をさらに軽減する特例措置を規定します。</p> <p>事務手数料改定の内容（抜粋例示、（ ）の表記は令和4年4月から2年間の特例措置）</p>	12月17日 可決

		<table border="1"> <tr> <td>手数料を徴収する事項</td> <td>多機能端末による交付</td> <td>窓口交付</td> </tr> <tr> <td>戸籍の謄本・抄本、全部事項・個人事項証明</td> <td>350円 (300円)</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>戸籍の附票の写し、印鑑登録証明、住民票の写し</td> <td>200円 (150円)</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>市・都民税課税証明、市・都民税課非税証明</td> <td>200円 (150円)</td> <td>300円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">市民課所管</p>	手数料を徴収する事項	多機能端末による交付	窓口交付	戸籍の謄本・抄本、全部事項・個人事項証明	350円 (300円)	450円	戸籍の附票の写し、印鑑登録証明、住民票の写し	200円 (150円)	300円	市・都民税課税証明、市・都民税課非税証明	200円 (150円)	300円	
手数料を徴収する事項	多機能端末による交付	窓口交付													
戸籍の謄本・抄本、全部事項・個人事項証明	350円 (300円)	450円													
戸籍の附票の写し、印鑑登録証明、住民票の写し	200円 (150円)	300円													
市・都民税課税証明、市・都民税課非税証明	200円 (150円)	300円													
議案 第61号	清瀬市立公園条例の一部を改正する条例	<p>開発に伴って無償譲渡を受けた公園を市立児童遊園として規定するため、一部改正をするものです。</p> <p>児童遊園の名称及び位置等</p> <p>名称 清瀬市立中清戸四丁目東児童遊園</p> <p>位置 清瀬市中清戸四丁目1162番6（長命寺西側）</p> <p>面積 537.83㎡</p> <p style="text-align: right;">水と緑と公園課所管</p>	12月17日 可決												
議案 第62号	清瀬市下水道条例の一部を改正する条例	<p>地方自治法の一部改正（令和3年法律第7号）において条項に繰り下げがあったため、条例に引用する条項を改める一部改正をするものです。</p> <p>また、当該下水道条例の施行を補足する2つの規則を1規則に取りまとめてよりの確に条例を運用できるよう例規を整備します。このため、条例における委任規定の統合を図る一部改正を併せてするものです。</p> <p style="text-align: right;">下水道課所管</p>	12月17日 可決												
議案 第63号	清瀬市災害対策本部条例の一部を改正する条例	<p>災害対策基本法の一部改正（令和3年法律第30号）に伴い、規定中の用語のうち「避難勧告」が廃止され、「避難指示」が包括的に規定されたため、同用語を引用する条例第2条を整理する必要が生じました。また、併せて、条例第2条の「所掌事項」</p>	12月17日 可決												

		の規定内容が同施行規則第2条の「本部長室の所掌事務」の規定と重複することから、条例第2条を削る一部改正をするものです。	
		防災防犯課所管	
議案 第64号	清瀬市道の路線の廃止について	<p>路線の起点変更に伴い、市道を廃止するものです。</p> <p>廃止路線 清瀬市道1190号線 (中清戸四丁目、長命寺西側)</p> <p style="text-align: right;">道路交通課所管</p>	12月17日 承認
議案 第65号	清瀬市道の路線の認定について	<p>路線の起点変更及び開発による無償譲渡受入れにより、新たに市道の路線を認定するものです。</p> <p>認定路線</p> <p>1 清瀬市道1190号線 (中清戸四丁目、長命寺西側)</p> <p>2 清瀬市道1369号線 (中清戸四丁目、長命寺西側)</p> <p>3 清瀬市道1370号線 (中清戸四丁目、長命寺西側)</p> <p style="text-align: right;">道路交通課所管</p>	12月17日 承認
議案 第66号	清瀬市立学童クラブの指定管理者の指定について	<p>市立学童クラブの設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 指定管理者を指定する市立学童クラブ</p> <p>(1) 清瀬市立八小第1学童クラブ</p> <p>(2) 清瀬市立八小第2学童クラブ</p>	12月17日 可決

		<p>(3) 清瀬市立中清戸第1学童クラブ (4) 清瀬市立中清戸第2学童クラブ (5) 清瀬市立清瀬小第1学童クラブ (6) 清瀬市立清瀬小第2学童クラブ (7) 清瀬市立十小学童クラブ</p> <p>2 指定する指定管理者の名称等 東京都清瀬市元町二丁目18番10号 特定非営利活動法人 子育てネットワーク・ピ ッコロ</p> <p>3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p style="text-align: right;">生涯学習スポーツ課所管</p>	
議案 第67号	清瀬市障害者福祉センターの 指定管理者の指定について	<p>障害者福祉センターの設置の目的をより効果的に 達成するため、社会福祉法人を指定管理者に指定し て施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定 により、指定管理者の指定について議会の議決を得 るものです。</p> <p>1 指定する指定管理者の名称等 東京都清瀬市下清戸一丁目212番地の4 社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会</p> <p>2 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p style="text-align: right;">障害福祉課所管</p>	12月17日 可決
議案 第68号	清瀬市子どもの発達支援・交 流センターの指定管理者の指 定について	<p>子どもの発達支援・交流センターの設置の目的を より効果的に達成するため、社会福祉法人を指定管 理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定 により、指定管理者の指定について議会の議決を得 るものです。</p> <p>1 指定する指定管理者の名称等</p>	12月17日 可決

		<p>東京都世田谷区船橋一丁目30番9号 <small>きせん</small> 社会福祉法人 嬉泉</p> <p>2 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p style="text-align: right;">障害福祉課所管</p>							
議案 第69号	<p>東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について</p>	<p>秋川流域斎場組合を東京都市町村公平委員会に加入させ、同組合の公平委員会に係る事務を共同で処理できるようにするため東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更するものです。</p> <p>このため、地方自治法第252条の7第3項の規定により、同委員会を共同設置する本市において協議の議決を得るものです。</p> <p style="text-align: right;">職員課所管</p>	12月17日 可決						
議案 第70号	<p>令和3年度清瀬市一般会計補正予算（第8号）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人に及ぶ中で子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、臨時的特例措置として18歳以下の児童1人当たり5万円を支給する「子育て世帯等臨時特別支援事業」を実施するため、補正予算を編成するものです。</p> <p>中学生以下の児童がいて、市から児童手当が支給されている世帯へは年内支給を目指します。</p> <p>また、この補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策等により業務が増大した市職員の超過勤務手当等を措置する必要から、職員人件費を補正します。（職員人件費に係る補正措置では、現予算額を念頭に置いて予算科目の「款」を超える予算額の増減を措置するが、総予算額の増減は行わないため実質的な額への影響はない。）</p> <p>補正予算編成に伴う予算総額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 現予算総額</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">341億6,578万8千円</td> </tr> <tr> <td>2 補正予算額</td> <td style="text-align: right;">5億1,997万7千円</td> </tr> <tr> <td>3 補正後予算総額</td> <td style="text-align: right;">346億8,576万5千円</td> </tr> </table>	1 現予算総額	341億6,578万8千円	2 補正予算額	5億1,997万7千円	3 補正後予算総額	346億8,576万5千円	12月17日 可決
1 現予算総額	341億6,578万8千円								
2 補正予算額	5億1,997万7千円								
3 補正後予算総額	346億8,576万5千円								

		補正予算歳入額	5億1,997万7千円	
		国庫支出金	5億1,997万7千円	
		補正予算歳出内訳		
		民生費	5億1,997万7千円	
		子育て世帯等臨時特別支援事業		
			5億1,997万7千円	
		(1) 補助金支給額	5億1,670万円	
		対象者10,334人(想定)に1人当たり5万円を 支給		
		(2) 会計年度任用職員人件費	63千円	
		通知文発送事務を担当する職員の人件費		
		(3) 消耗品費	28千円	
		用紙などの事務用品購入費		
		(4) 印刷製本費	181千円	
		送返信用封筒印刷費等		
		(5) 通信運搬費	518千円	
		受給対象者等への通知文送付経費		
		(6) 振込手数料	877千円	
		補助金の金融機関への振込手数料		
		(7) システム改修費	1,610千円	
		受給対象者抽出のためのシステム改修費		
				財政課所管